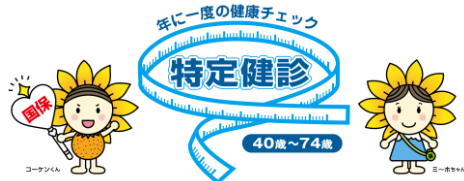


国保連合会だより



NO. 26-6
平成26年12月17日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5581
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>

1 平成27年1月の制度改正に伴う公費負担者番号等の変更

(1) 難病の患者に対する特定医療の給付に関する公費負担者番号の設定

難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）の施行に伴い、特定疾患治療研究事業については、スモン等の一部の疾病（実施機関番号601）の給付が継続されることとなりますが、それ以外については、難病法（特定医療費）の対象となり、新たに公費負担者番号が以下のとおり設定されました。

なお、当該公費負担者番号を用いた診療報酬の請求は、平成27年1月診療分からの実施となります。

公費負担者番号	対象者
54225016 「既認定者（経過措置）」	現行の医療費助成の対象である51226017（一部の疾病を除く）及び51226025の受給者証を交付されていた方
54226014 「新規認定者」	新制度の認定を受け既認定者以外の方

※特定疾患治療研究事業のうち「スモン」「重症急性膵炎」「難治性の肝炎のうち劇症肝炎」（51226017）及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業（51227015）については、今までどおりの公費負担者番号が継続されます。

(2) 小児慢性特定疾患治療研究事業の見直し

小児慢性特定疾病に係る新たな医療費助成の制度における公費負担者番号の法別番号は、既存の52とし、以下のとおり実施機関番号700番台（既認定者）、800番台（新規認定者）が追加されました。

なお、当該公費負担者番号を用いた診療報酬の請求は、平成27年1月診療分からの実施となります。

公費負担者番号	対象者
52227014（静岡県） 「既認定者（経過措置）」	現行の医療費助成の対象である52226016の受給者証を交付されていた方
52227022（静岡市） 「既認定者（経過措置）」	現行の医療費助成の対象である52226024の受給者証を交付されていた方
52227030（浜松市） 「既認定者（経過措置）」	現行の医療費助成の対象である52226032の受給者証を交付されていた方

公費負担者番号	対象者
52228012 (静岡県) 「新規認定者」	新制度の認定を受け既認定者以外の方
52228020 (静岡市) 「新規認定者」	新制度の認定を受け既認定者以外の方
52228038 (浜松市) 「新規認定者」	新制度の認定を受け既認定者以外の方

(3) 高額療養費の算定基準の見直し

平成27年1月から、高額療養費の制度改正が実施されます。

これに伴い、70歳未満の所得区分及び算定基準額、70歳から74歳算定基準額及び後期高齢者の負担区分が変更されますので、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証を窓口にて提示された場合は、証の区分等を確認するようお願いいたします。

(4) 留意事項

- ① 難病患者 (54) 及び小児慢性特定疾病患者 (52) については、新たに受給者証が発行されますので、必ず窓口にて公費負担者番号、自己負担上限額及び所得区分等を確認のうえ取扱うようお願いいたします。
- ② 難病及び小児慢性特定疾病の新たな医療費助成制度の詳細については、静岡県ホームページのサイト内を検索してください。

<[http : //www.pref.shizuoka.jp](http://www.pref.shizuoka.jp)>

2 FD (フロッピーディスク) で請求されている保険医療機関へ

レセプトの電子媒体請求は、FD、CD-R又はMOで行うことが取り決められておりますが、FDで請求されている保険医療機関につきましては、CD-Rでの請求に御協力をお願いします。

CD-Rは、FDに比べ受付時の媒体不良エラー (ファイルが開けない状態) の発生による再送付などをお願いすることが少なくなります。

なお、切替方法は以下のとおりとなります。

届出・・・必要ありません。

請求時・・・電子媒体に添付していただいております、「光ディスク等送付書」の「媒体種類」欄の「CD-R」に○をお願いします。